

第6回(仮称)三鷹市子どもの権利に関する条例(素案)検討委員会に係るご意見まとめ

資料 1

■素案(案)について

項目	委員名	ご意見概要	回答・対応
1 前文 子どもへのメッセージを入れることについて	山下 敏雅 委員	・子どもへのメッセージで、子どもたちに直接語りかけたり大人はこういうふう にやっていくということを宣言したり、分かりやすく伝えているのが良い。実際に 子どもたちがこれを読んで思いが伝わると感じてくれるかも大事なので、今後、 子どもたちに意見を聞く際には、この文についてどう思ったか、どういうこと を言ってほしいかなどについてもぜひ聞いて反映してほしい。 ・子どもたちに伝えていくときには、条文の文言よりもこのメッセージがまさに 子どもたちにはずっと入ると思う。豊島区では、条例前文の子どもへのメッセー ジ部分を額に入れて児童相談所の一時保護所の入口に掲げている。授業で条例 について説明する際にも、このメッセージを読むことで子どもたちに伝わって いくと感じている。子どもたちに向けたメッセージが今後、三鷹のあちこちで使わ れていく、何年もかけて子どもたちに伝えていくということをイメージしながら、 ぜひいいものに作り上げていくと良い。	委員の皆様のご意見をもとに、検討委員 会報告書に載せる条例素案(案)では、前 文に子どもへのメッセージを含めた形と します。また、来年度に実施予定の子ども ワークショップでは、子どもへのメッセー ジについて意見聴取を行うことも検討し て参ります。
	2 山本 真実 委員	子どもへのメッセージは、とても良いと思ったので、ぜひ入れる方向で進めてい ただきたい。	
	3 武本 明日香 委員	このメッセージを子どもが読んだら、すごくうれしいのではないかなと思う。つら いときや悩んだときに、子どもをこれだけ考えてくれるんだなということが書いて あるのは、すごく安心するだろうし、すばらしいと思う。これを見て、子どもが うまく生活できていけたら良い。	
4 前文 子どもへのメッ セージの内容 (「育つ権利」の表 現の追加)	山下 敏雅 委員	「あなたは安心して暮らすことができ、」から始まる部分は、第2章の柱の部分か ら取ってきていると思われ、条文を読まなくてもどのようなことが書いてある か、どのようなことが守られるのかが分かるようになっていいる。そうであるなら ば、メッセージに入っていない「育つ権利」についても入れた方が良い。	子どものメッセージの中に「育つ権利」に ついての表現を加えることとし、4行目に 「あなたは、成長にあわせて、遊んだり、学 んだりすることができます」の一文を追加 しました。
	5 松原 拓郎 委員	条例本文の中で書いている「生きる権利」、「育つ権利」について、前文の子 どもへのメッセージの中で埋もれてしまっている感じがある。成長・発達権につな がるような言葉が入っていると良い。	
6 前文 子どもへのメッ セージの内容 (「大人の役割 です」の表現)	山本 真実 委員	「子どもの権利を守るのは大人の役割です」の部分について、確かに大人の役割 ではあるし、その後続く文章についても子どもの権利を守ることはあるが、 大人の役割だから大事にするという流れがうまくつながらない感じがある。現 案では4行、4行で構成されているところを崩す形になるが、子どもの権利を守る のは大人の役割であって、その役割を果たすために条例を作った守っていく ということが伝わるような一文を足すことはできないか。	大人が子どもの権利を保障するため、こ の条例をつくり守っていく、ということ を表現するため、「あなたの権利を守るの は、大人の役割です」の部分で「大人は、あ なたの権利を守ります」とし、メッセー ジの最後の一文を「三鷹市は、すべての子 どもの権利を守り、だれもが幸せにくらす ことができるように、この条例を定めます」 に修正しました。
	7 山下 敏雅 委員	第3章の「市、保護者、市民、子どもに関わる施設、事業者等の役割」と表現を合 わせたのだと思うが、「子どもは権利を持っています」と言うのであれば、「その 権利を保障するのが大人の義務です」という表現が対になるべきである。ただ し、義務と書くことで第3章の「～の役割」と表現の統一性や損害賠償義務が 発生するのかわかる話になる可能性もある。 もし役割だということだけでなく、ちゃんと守るということを言いたいのであれば、 「大人はあなたの権利を守ります」だけでも、守るという意味表明になっており、 そのような責務を負っているという表示にもなり、「大人は」という主語が後に 続く文章と揃うので分かりやすいと思う。	
	8 松原 拓郎 委員	構成は4行、4行から4行、5行になってもギアが上がっている感じがするので、 「大人の役割です」から2行目につながるかけ橋となる文を入れても良いのでは ないか。 「大人の役割です」というところがあって、大人の役割を果たすためにこの条例 がある、ということが分かるようなメッセージを1行挟み込み、その上で条例の 中身として、気持ちを大事にする、一緒に考える、子どもの権利を守っていくこ とを約束するというようなことなのだと思う。	
9 前文 子どもへのメッ セージの内容 (「最善の利益」の 表現の追加)	北田 真理 委員	子どもへのメッセージだけ読まれることが多いのであれば、子どもに伝えなくて はいけない「最善の利益を第一に考えて」という言葉を入れた方が良い。大人は あなたの権利を守るし、あなたの最善の利益を第一に考えていくという並びで 入れると良い。 これまでは、子どものことを考えるときに、父親・母親の利益や子どものこと ではないところが優先されたり、一般的な利益が優先されたり、その子どもだけ ではなく全体の子どもの利益が優先されたりと、「第一に」考えられていなかった。 子どものためにと言って、大人が大人の価値観を押しつけるのではなく、大人が 子どもの立場に立って、子どものことを第一に考えていく、というのが児童の権 利条約が言いたいメッセージである。	「最善の利益」を子どもにもわかりやすい 表現で追加することとし、8行目に「大人 は、あなたの立場に立ち、あなたのことを 第一に考えます」という一文を追加しまし た。
	10 山下 敏雅 委員	今まで子どもたちは、あなたのためだからとずっと言われて自分の思いと違う ことを押しつけられているという感覚がどうしてもある中で、あなたのためとい う言い訳で最善の利益と使うわけではないということはこの短い行数の中で伝 えようとする、字数をどうするか、誤解されないかというところを市は心配し ているのだと思う。 「あなたの立場に立って、あなたのことを第一に考えます」というフレーズだと ずっと入ってくる。	
	11 山本 真実 委員	言葉として「最善の利益」が重要なのはわかるが、メッセージに書くのはどうか と思うので、「あなたの立場に立って、あなたのことを第一に考えます」が一番良 いと思う。2行目のところを「あなたの声や思いに耳をかたむけ、その気持ちを 第一に考えます」としても良い。「第一に、プライオリティ」ということが言うべき ことであるならば、「最善の利益」というワードを使わなくても良い。	
	12 松原 拓郎 委員	「最善の利益」という言葉は本当に大事だが、子どもたちに向けたメッセージの 短いタームの中に入れてそれがちゃんと伝わるかということ、やはり心配がある。 そうすると、「大人は、あなたの声や思いに耳を傾け、その気持ちを大事に考 えます」や「大人は、あなたが大事に尊重されて幸せに暮らすことができるように、 子どもの権利を守っていきます」、「大人はあなたの立場に立って、あなたのこ とを第一に考えます」などのように、最善の利益をかみ砕いたいくつかのワードを 並べて書いていく方が、子どもたちにとっては入りやすいのではないかな。	

	項目	委員名	ご意見概要	回答・対応
13	前文 「子どもの権利」の 表現について	松原 拓郎 委員	2行目の「生まれながらに子どもの権利を持っています」などで出てくる「子どもの権利」という表現について、「子どもの」の部分ではなくても良いのではないかと。	前文において「子どもの権利」と表記している箇所のうち、文脈の中で「権利」と表記できる箇所については修正しました。 【修正箇所】 ・大人向け文章1段落2行目 ・子どもへのメッセージ2行目
14		北田 真理 委員	「子どもの権利を持っています」の「子どもの」部分は無くても良い。	
15		山下 敏雅 委員	2行目は「生まれながらに権利を持っています」ですと入るが、3行目の「子どもの権利が守られなければなりません」のところは、「子どもの権利」の方がしっくりくるので、それぞれで細かく検討した方が良い。	
16		山本 真実 委員	子どもには育つ権利や成長・発達権といった子ども特有の発達に伴う権利があるので、あえて「子どもの権利」と書いているのだと思うが、書かなくてもいいところは書かずに、ただの「権利」にして良い。「子どもの権利」と書いておいた方がすんなり入るところは残しておいても良いと思う。前文の大人向け文章の5段落目最後は、「子どもの権利」で良い。メッセージ最後の「あなたが幸せに暮らすことができるように、子どもの権利を守っていきます」のところは、「あなたの権利を守っていきます」の方が良いのではないかと。	
17		武本 明日香 委員	大人と同じものを持っていて、さらにプラスで子ども特有のものを持っているということは、下のメッセージの部分を見れば分かるので、「子どもの」部分ではなくても良いと思うが、子どもにとって分かりやすいのであれば、あっても良い。	
18	第2章第3～8条 「保障される」の記 載について	松原 拓郎 委員	考えすぎではないかと思う。「権利が保障される」と書くことにより、各家庭や各民間団体等の中での状況について、具体的な作為義務が市に発生するというわけではないので、そのような危惧は生じないのではないかと。	第2章における「～の権利が保障される」という表現については、庁内で法的な確認を行い、整理します。
19		山下 敏雅 委員	すごく慎重になりすぎていると思う。例えば、日本が批准している児童の権利条約も本来、法的拘束力はあるはずだが、条文で権利が保障されているから国家賠償が認められるかというところではない。子どもに権利があることを前提として、問題となる場面で行政がやるべきことをやっていないかどうかの1つの参考にはなるが、ここで定めているからダイレクトに賠償が認められるということではないと思う。そのような心配よりも、むしろ子どもたちに権利があり、その権利を保障するために市が取り組むという姿勢を示すことの方がプラスとして大きい。もし裁判で訴える子がいるとすれば、まずはその声にしっかり耳を傾けることが重要。いきなり国家賠償や裁判の話になる前の制度として権利擁護委員の活動の仕組みをつくっていることを考えると、慎重にならなくても良いのではないかと。	
20		山本 真実 委員	児童の権利条約の他、日本国憲法や児童福祉法でも書かれているので、心配ないのではないかとと思う。法律的な面で大丈夫であれば、構わない。	

## ■検討委員会報告書(案)について

	項目	委員名	ご意見概要	回答・対応
1	P.2 2(3) 「権利と義務」2点 目	山下 敏雅 委員	「子どもの権利の保障は、全て子どもの言うとおりにするというのではなく」まではそうだが、続く「社会規範や基本的ルールの遵守を前提とする」は違う。一人ひとりに権利があることを前提として、ばらばらの人たちが社会の中でどうするかというためにルールがあるので、権利が先にありルールが次にあるということである。社会規範やルールが先にあるからという話ではなく、他の人との権利調整や社会的な調整、自分自身の権利との調整があるということである。	「社会規範や基本的ルールの遵守を前提とする」の部分は削除し、他人との権利の調整や自分自身の権利との調整等が必要だという表現に修正します。
2	P.2 2(3) 「子どもの最善の 利益」1点目	松原 拓郎 委員	「その子どもの権利同士が相反してしまった場合には、子どもにとって一番よいことを考えた判断を行う」についても、「あなたにとってこれが一番いいよね」という大人の都合による判断が先行しがちなフレーズなので、これまでの議論の趣旨を踏まえた表現に修正する必要がある。	これまでの検討委員会での検討協議内容を踏まえ、「大人が子どもの立場に立ち、子どものことを第一に考えて判断する」という趣旨の表現に修正します。
3	P.2 2(3) 「子どもの最善の 利益」2点目	山本 真実 委員	「できるだけその意見や思いが大切にされる」の部分の「できるだけ」は不要である。	「できるだけ」の表記は削除します。
4	P.4 5(1) 子どもの意見や思 いを聴く仕組みづ くり	山下 敏雅 委員	子どもの意見聴取をする際に、「年齢に応じたフォローアップやフィードバック」は大事だが、障がいのある子どもや外国ルーツで日本語が不自由な子どもなどもいるので、年齢だけでなく、様々な子どもに対してのフォローアップやフィードバックが必要である。	「年齢に応じたフォローアップやフィードバック」の部分は、様々な子どもに対してフォローアップやフィードバックを行うという表現に修正します。
5		松原 拓郎 委員	「地域人財等のつながりを大事にし」とあるが、この議論をしたことはあったか。「地域人財」という表現は適切か。	
6	P.4 5(3) 子どもの権利擁護 機関の設置	山下 敏雅 委員	前回委員会での私の発言を酌んでくださったところだと思う。子どもからすると、権利擁護委員や見知らぬ大人に相談するのはハードルが高いので、親や先生といった真上の大人ではなく、児童館の職員や地域の民生・児童委員、友達の保護者等、いろんな地域の大人が子どもの権利擁護に大事だと実感している。それを地域人財と言うかは別として、市の条例で市全体として子どもの権利に取り組んでいく、子どもの一番身近な地域の大人たちと一緒に子どもの権利を守っていく、ということをごここに組み入れてくれたのだと思う。	「地域人財」という表現については、「地域の中で子どもに関わる大人」という意味の表現に修正します。